

一般社団法人海外環境協力センター(OECC)

令和4年度事業計画書

令和4年3月16日
理事会承認

基本方針

一般社団法人海外環境協力センター(OECC)は、国内外の環境開発協力に関する調査研究等を通じて定款に定める目的¹を達成するため、世界の脱炭素・持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指している。

昨年 OECC は、「中期展望 2021」を策定し、これまで展開してきた戦略的取組を通じて培われてきた「強み」を十分に発揮するとともに、更なる発展を目指すとの方針を明らかにした。この基本的な方針に沿って、パートナー国における政策立案支援から現場における事業実施に至るまでのきめ細かなコンサルテーションを通じ、一気通貫の協力を提供できる能力を有機的に展開し、これまでの経験を通じて育んできた幅広いネットワークをフル活用することにより、世界の脱炭素・持続可能な社会実現への貢献を目指している。

また令和2年9月に発足した「環境インフラ海外展開プラットフォーム」(Japan Platform for Resigning: Sustainable Infrastructure: JPRSI)においては、我が国の優れた技術やサービス、行政ノウハウ等を活用し、途上国の環境改善に貢献するとともに、我が国のビジネス展開に寄与することを目指しており、情報発信や個別案件の形成など着実に実績を重ねてきている。OECC は JPRSI の事務局として、各種活動の更なる充実・強化に努め、環境インフラシステムの海外展開を通じ世界の脱炭素・持続的な社会実現に貢献していく。

さらに気候変動対策分野においては、一昨年10月に表明された「2050年までのカーボンニュートラル」宣言の実現に向け、「温暖化対策推進法」(改正)にその基本理念が明文化され(2021年5月)、「地球温暖化対策計画」(改訂)に「2030年度の削減目標を2013年度比26%から46%に引き上げ、さらに50%の高みを目指す」との新たな削減目標が位置付けられた(2021年10月)。これら政策方針に呼応して「脱炭素インフライニシアティブ」が発表され(2021年6月)、官民連携を一層強化し、JCMを通じた環境インフラの海外展開を強化していく方針が示された。また昨年のCOP26(英国・グラスゴー)において、パリ協定6条の実施詳細ルールが合意されたことを受け、日本政府はJCMの更なる拡大に向け、JCM

¹ 定款第3条 センターは海外の環境保全に関する協力、調査研究、広報活動等を通じ、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献することを目的とする。

のパートナー国の拡大、民間資金を中心とする JCM への拡大及び市場メカニズムの世界的拡大への貢献を 3 本の柱とする行動計画（2021 年 11 月）を発表しており、OECC としても、こうした政策方針の円滑な実施に向け貢献していく。

加えて、国際協力機構（JICA）は令和 4 年 1 月にクリーンシティ・イニシアティブ（JCCI）を立ち上げ、途上国の持続可能な開発と人間の安全保障に貢献するため、個別の環境管理プロジェクトを実施するのみでなく、様々なスキームを有機的に統合し総合的な取組を推進していく重要性を発信した。OECC は、この方針に共鳴し、開発途上国において同時多発的に発生する課題をとらえ、現場の喫緊のニーズと中長期の政策的な視点も踏まえつつ、取組を推進する。

このように OECC の活動領域を巡る国内外の動向がダイナミックに変革していく中、令和 4 年度 OECC は、これまでの我が国の技術や知見を活用した課題克服の経験、途上国パートナーとの共同、民間企業の国際展開支援、アジア都市間協力等の経験を踏まえ、環境省及び JICA 等環境開発協力を推進する政府機関はもとより、地球環境ファシリティ（GEF）、アジア開発銀行（ADB）、国連大学（UNU）、気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局、国連開発計画（UNDP）、緑の気候基金（GCF）及び ASEAN 等の国際機関・枠組やパートナー国の政府機関、内外の地方自治体との協力を通じ、①気候変動等地球環境問題への対応、②水・大気環境等の地域環境問題への対応及び、③資源循環・3R・廃棄物、化学物質対策等の各分野において積極的な活動を展開していく。

また新型コロナウイルス感染症（COVID-19）がもたらす経済危機からの復興と気候変動対策を同時に進めていく観点からの「グリーンリカバリー」による社会経済変革の進行に伴い、リモート会議等のデジタル技術を積極的に取り込み、DX（デジタルトランスフォーメーション）社会への移行も加速されつつあることから、OECC においてもこうした動きに対応して、新しいツールの活用、経験の蓄積を図っていく。

事業内容

1. 調査研究・協力

(1) 持続可能な社会構築に向けた貢献

「環境インフラ海外展開プラットフォーム」(JPRSI)の事務局として、その活動の一層の向上・深化を図る。特に、パートナー国と我が国におけるステークホルダーの様々なニーズとポテンシャルを踏まえ、環境インフラ海外展開のための底上げを図ると同時に、先行する個別の取組について、円滑な活動と成果獲得に向けたファシリテーション、マッチメーカーキング等に努める。

また、JICAにおける地球環境支援ユニットの取組を通じて、ODAを通じた統合的な環境管理の取組の支援や、気候変動等の地球環境問題や地域の環境問題、資源管理や循環経済等に係る取組の整理や新たな動向の情報収集・提供に努める。

これらを通じて、パートナー国における持続可能な社会構築に向けた取組への協力を通じ、国際社会における「持続可能な開発目標」(SDGs)達成に向けた活動の推進に貢献していく。

(2) 気候変動等の地球環境問題への対応

① 気候変動緩和実施計画・透明性制度構築支援

「パリ協定」下の「国が決定する約束」(NDC)については、実施フェーズに移行しつつあり、開発途上国中央政府・地方政府においてはそれらの取組が本格化しつつある。これまで重点的に実施してきたNDCの法制化・計画の更新・MRV体制構築等のレディネス向上支援の成果を十分に踏まえ、セクター・事業所・プロジェクトレベルでの緩和行動の実施、またそのための制度構築や技術・資金・その他のインセンティブの導入について取組を行う。さらに、「長期成長戦略」(LTS)に基づく炭素中立・ネットゼロ排出等を目指す国・都市を後押しする。

環境省による「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ」(PaSTI)プログラムによる二国間協力と、日・ASEAN統合基金(JAIF)による地域レベルでの枠組の下で、アジア諸国における透明性制度構築・運用の加速と、透明性と連動したESG投資へのアクセス向上の支援を行う。

② 気候変動適応実施計画支援

各国においては「国別適応計画」など地域レベルでの適応計画の取組が進捗しつつあるが、今後は引き続きの計画策定と実施、及びモニタリング・評価（M&E）が重要となっている。このため、これまでの協力から得られた経験を活かし、各国政府・地方政府における適応計画の策定・実施支援への取組強化の検討と、我が国のリソースを含めた先進的な取組の紹介等を進める。

また、気候変動適応情報プラットフォームでの取組を踏まえ、国立環境研究所（NIES）及び関係研究機関とも協力しつつ、途上国における能力強化に貢献するほか、民間企業が有する適応に資する技術やサービス、ノウハウを活用し適応ビジネス展開の促進に資する情報収集を行う。

③ 二国間クレジット制度(JCM)

COP26 でのパリ協定 6 条のルールブックの合意と環境省が提唱する 3 つのアクション（1. JCM パートナー国の拡大と、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、2. 民間資金を中心とした JCM の拡大、3. 市場メカニズムの世界的拡大へ貢献）の発表を受け、GEC、IGES 等と協力の下、より具体的な形で貢献していく。

新パートナー国候補に対して JCM がもたらすベネフィットや NDC 達成への活用方法について紹介を行い、理解の促進に努める。案件形成では、パートナー国の NDC や関連セクターにおける重点政策及び SDGs 達成等にも貢献する案件発掘を目指し、環境省「設備補助事業」等につなげる民間事業者支援や各国政府との協働支援、国内外の金融機関や業界団体との協働を通じ、案件の拡大・多様化に努めるとともに、途上国の低・脱炭素社会のインフラ構築にも貢献する。またグリーン水素等の革新的技術の動向も踏まえ、日本企業や ADB、その他の国際機関とも協力をを行いながら取組を推進する。情報発信については JCM を中心とした様々なカーボン・プライシング制度について情報収集・分析を行い、正しい情報普及に努める。特に、6 条ルール、民間 JCM 促進に関する議論、クレジットの活用方法の整理やボランタリーマーケットの動向についても発信する。また、パートナー国内での能力強化については、バリデーション・ベリフィケーションの専門家育成等にも力を入れる。

④ フロン対策

「フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ」(IFL)を通じて、アジアを中心とする途上国における法・基準作り等の制度設計や開発支援等の具体的な取組、イノベーションを促進し、フロンの排出抑制、さらにNDCの野心の向上、キガリ改正の批准・実施の加速化に貢献する。

また、気候と大気浄化に関する国際パートナーシップ(CCAC)で立ち上げられたクーリングハブにおいて日本政府がリーダーシップを発揮し効果的な形で貢献ができるよう支援を行う。

⑤ 気候資金・脱炭素技術へのアクセス向上支援

開発途上国における脱炭素社会とSDGs達成に向けたコベネフィットをもたらし、パラダイムシフトを促進していくための気候資金へのアクセス向上支援を進める。これまでに得た気候技術センター及びネットワーク(CTCN)のプロジェクト実施や、GCFのコンセプトノート作成等を進めるとともに、気候アクセスへの能力強化を実施する。

⑥ UNFCCCにおけるアウトリーチや協力機関とのパートナーシップを通じた新たな取組の形成・推進

UNFCCC COP27等の場を通じ、日本政府による発信を支援し、国際的議論への貢献や活動のスケールアップに向けた取組を促進する。また、OECCが上記の取組を通じて得た経験や今後の取組への提案、パートナーシップの呼びかけ等の場として戦略的に活用する。

⑦ 生物多様性条約に関する取り組みの模索

生物多様性条約 COP15、カルタヘナ議定書 COP MOP10、名古屋議定書 COP MOP4(第二部)をモメンタムとして、30×30(特に「民間取組等と連携した自然環境保全」(OECM))や気候変動とのシナジー等にかかる取組について情報収集・発信を行い、日本政府や企業の取組に貢献を行う。

(3) 水・大気環境等の地域環境問題への対応

① 大気汚染・黄砂対策

「日中韓環境大臣会合」(TEMM)の枠組みの下で展開される大気汚染・黄砂分野のワーキング・グループ活動を通じて、各国の政策担当者・研究者間の協力事業への支援を行う。

東アジア酸性雨モニタリングネットワークの活動範囲拡大、冬期PMの上昇に関する対策等アジアでの大気汚染対策の新たなニーズも見られることから、OECCとしての貢献を模索していく。

② コベネフィット・アプローチの促進

気候変動緩和と大気汚染対策等を同時に実現するコベネフィット・アプローチを活用した協力事業を推進するため、モンゴルやその他の国との政府間協働への支援を行うとともに、大気環境を改善する日本製技術の導入実証プロジェクトの形成・実施を行い、地域開発ニーズに基づいた環境の保全と低・脱炭素社会創りの同時実現を推し進める。また、中国コベネフィット協力の経験を踏まえ、日本と中国が協力する形で先進的な脱炭素技術の第三国展開を目指す。

③ 水質汚濁・土壌汚染対策

途上国において顕在化しつつある水質汚濁や土壌汚染問題への対策実施支援を視野に入れ、国内外の知見を含む関連情報の収集・発信等に努める。また、JPRSIでの情報収集や途上国における日本環境ウィークでの対話促進を通じて、途上国ニーズの把握と我が国の技術展開の促進を図る。

(4) 資源循環・3R・廃棄物、化学物質対策等

① 環境インフラの海外展開の推進

JPRSIを通じて、日本の民間企業や地方自治体等様々なプレイヤーの知見を活用し、アジア諸国を中心とした開発途上国への技術移転や投資の推進を行う。また、日本と途上国パートナーとの対話や交流を深める環境ウィークの開催を通じて、途上国における日本のプレゼンスをさらに高め、具体的な案件開発、実施の推進役を担う。

② 3R 推進及び循環型社会の構築支援

開発途上国におけるニーズの把握等の情報収集に努めるとともに、途上国で循環型社会を構築するために3Rにおける静脈産業等の民間企業の参入のポテンシャルの把握、関係者間のマッチメーカー、また必要に応じた具体案件の支援等を行う。

③ 化学物質対策

ポスト SAICM (Strategic Approach to International Chemicals Management) や国内外の動向を踏まえて、化学メーカー等国内事業者の国際的な化学物質対策の対応推進を支援するとともに、東アジア地域での化学物質管理制度の調和化推進の支援に努める。また、化学物質対策分野における ESG 投資の可能性についても検討を行う。

④ 水銀対策

「水俣条約」実施の進展により、途上国において水銀対策ニーズが高まっていることに鑑み、具体的なプロジェクトサイトの選定や技術指導、資金導入の検討作業を進めるとともに、我が国の水銀対策への取組に関する情報発信を推進する。また、国内においては、普及啓発・環境教育・情報発信等に積極的に取り組む。

2. 会員活動

(1) 技術・研修部会

海外環境開発協力の実施に係る技術移転及び国際協力についての調査・研究、国内外の環境保全等に関する①技術開発・人材育成に関する会員相互の交流、②関係民間団体との技術交流、③会員における専門家育成ニーズの把握及び研修事業の検討・実施を引き続き推進する。

環境開発協力に係る会員向けの技術研修・交流会を引き続き企画・実施するとともに、社会的な関心が高く時宜にかなったテーマについて、一般向けの公開セミナーを企画・実施する。また、将来活躍が期待される若手職員育成の機会を提供するとともに、会員の関心の高い国・分野を選定し、海外環境開発調査・技術交流ミッションを企画・実施する。政府・地方自治体・国際機関等が主催する国内外での環境開発関連イベント等の情報を収集し、会員の情報発信、社員研修に資する機会を確保

できるよう調整を図る。さらに、JPRSI と連動し、開発途上国における案件開発や技術展開を実施するための情報発信や知見の共有等を積極的に行う。

(2) 広報部会

海外環境開発協力に関する情報や知識を会員及び広く一般に提供するとともに、センターの活動に関する広報活動を展開する。このため、「OECC 会報」やウェブサイト、SNS 等による戦略的な情報発信に努めることとし、特にウェブサイトについては、海外環境開発分野における状況の変化にも的確に対応しつつ、会員企業・団体の活動についての情報も積極的に発信する。また、会員向け勉強会の企画・実施、センターが主催する公開セミナーの広報、集客性の高い各種イベント等への出展の機会の探求・活用等を引き続き推進する。

3. 戦略的アウトリーチ

OECC の使命を達成するためには、関係政府機関や国際機関はもとより、民間企業、地方自治体及び市民団体等幅広いステークホルダーの理解と協力が不可欠である。このため多様なステークホルダーに対し、OECC がどのような理念のもとにどのように活動を展開しようとしているか等の情報を適時、適切に共有できるよう平素より努めていくことが求められており、これらアウトリーチ活動を戦略的に実施していくことが必要である。

海外環境開発協力の今後の展開において、従来からのステークホルダーとの関係を強化するとともに、新たなパートナーを獲得していくことが重要であり、このためアウトリーチ活動を強化する。

以上